

(広報資料)

平成 19 年 1 月 26 日

保 健 福 祉 局
〔 保健衛生推進室生活衛生課 〕
電話 222 - 3433

第 4 回京都市動物愛護推進協議会の開催及び家庭動物相談所の広報用自動車の導入について

京都市では、人と動物が安心して共に生きる社会環境を目指し、動物愛護行政の一層の推進を図るため、京都市動物愛護推進協議会を設置しています。

この度、第 4 回の協議会を下記のとおり開催し、協議会中において家庭動物相談所の広報用自動車の公開も行いますのでお知らせします。

記

- 1 日 時 平成 19 年 1 月 29 日 (月) 午後 2 時 ~ 午後 3 時 30 分
- 2 場 所 京都アスニー
京都市中京区丸太町通七本松西入ル (電話 802 - 3141)
- 3 議 題 (1) 京都市で発生した狂犬病患者 (輸入感染症事例) について
(2) 動物愛護管理推進計画について
(3) 平成 19 年度以降における本市動物愛護普及啓発行事について
(4) 家庭動物相談所の広報用自動車の公開
(5) その他

4 公 開

- (1) 会議は一般公開します。ただし、会場の都合により、傍聴者は 10 人に限らせていただきます。
- (2) 傍聴者は当日受付とし、協議会開始 30 分前から 15 分前の間 (午後 1 時 30 分 ~ 1 時 45 分) に会場で受け付け、定員を超える場合は抽選とします。

(3) 記者席は，別途設けています。

なお，会議の進行上，撮影については，討議中（上記次第の（ 5 ））はお控えいただきますようお願いいたします。

【動物愛護推進協議会とは】

- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条に基づき，人と動物が安心して共生できる社会環境を目指し，動物愛護行政の一層の推進を図ることを目的に設置
- ・ 動物愛護推進員の委嘱や推進員の活動支援等について議論
- ・ 京都市では有識者，獣医師，動物愛護関係の公益法人の代表及び地域の市民団体の代表などの方から選ばれた12名以内の委員で構成（現在の委員数は11名）

【動物愛護管理推進計画とは】

- ・ 環境省が平成18年10月31日に公表した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針」に基づき，各都道府県が動物愛護管理行政の基本的方向性，中長期的目標を明確し，目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行い，計画的かつ統一的に施策を遂行するもの
- ・ 計画期間は原則的に平成20年4月1日～平成30年3月31日の10年間
- ・ 各都道府県において計画を策定するものであり，京都府の作成する動物愛護管理推進計画について，京都市は今後京都府と協議を行っていく予定

【家庭動物相談所の広報用自動車】

1 購入車両

(1) 車種：日産 クリッパー バン（軽自動車）

(2) 色：白

* 車体には動物のイラストが入り，広報用スピーカーを設置しています。

2 主な使用用途

(1) 動物の愛護と適正飼養に関する広報活動

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律における動物取扱業及び特定動物飼養施設の調査・指導

3 車両価格

1,029,000円（競争入札による決定）

4 管理事業所

京都市家庭動物相談所（京都市南区上鳥羽仏現寺町45）

